

第49期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

事 業 報 告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項…………… 1 頁
- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項…………… 2 頁

計 算 書 類

- ・ 株主資本等変動計算書…………… 6 頁
- ・ 個別注記表 …………… 7 頁

イオン九州株式会社

■会社の新株予約権等に関する事項

当期の末日における当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の 数	目的となる 株 式 の 数	保有者数	発行価額	行使価額
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年4月21日)	2010年5月21日から 2025年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,041円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年4月21日)	2011年5月21日から 2026年5月20日まで	13個	1,300株	1名	1株当たり 1,285円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年4月21日)	2012年5月21日から 2027年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,329円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年5月10日)	2013年6月10日から 2028年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,522円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年5月10日)	2014年6月10日から 2029年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,520円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年5月10日)	2017年6月10日から 2032年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,685円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年5月10日)	2018年6月10日から 2033年6月9日まで	17個	1,700株	2名	1株当たり 1,835円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2019年5月10日)	2019年6月10日から 2034年6月9日まで	17個	1,700株	2名	1株当たり 1,862円	1株当たり 1円
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年5月10日)	2020年6月10日から 2035年6月9日まで	67個	6,700株	3名	1株当たり 1,645円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年9月1日)	2020年9月1日から 2033年6月9日まで	17個	2,550株	1名	1株当たり 1,561円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年9月1日)	2020年9月1日から 2034年6月9日まで	17個	2,550株	1名	1株当たり 1,196円	1株当たり 1円
第21回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年9月1日)	2020年9月1日から 2035年6月9日まで	35個	5,250株	2名	1株当たり 1,374円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件 (各回共通)

- ・新株予約権を割当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

■業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【決議の内容の概要】

当社は、内部統制システムの基本方針に関し、取締役会において下記の通り決議しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【取締役会における決議事項】

(1) 当該株式会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。
- ② コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してＩＳＯ推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事１１０番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。
- ② 当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事１１０番）を運用している。また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

(4) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、執行役員会の審議を経て、取締役会において決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
 - (ロ) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
 - (ハ) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

【監査の実効性確保体制】

(1) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役の業務を補佐する従業員は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 監査役がその業務を補助すべき従業員を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な従業員を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
- ③ 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(2) 前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき従業員を選定した場合、その従業員の独立性を確保するため、監査役は補助従業員の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

(3) 当該監査役設置会社の監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(4) 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - (イ) 取締役及び従業員は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
 - i. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実
 - ii. 当社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの
 - iii. 内部通報制度にもたらされた通報の内容
 - iv. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (ロ) 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ② 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合等は速やかに監査役へ通知する。

(6) 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する。

(7) 当該監査役設置会社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。
- ② 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況】

(1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と取り組み

当社は、より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定し、当社の取締役、監査役及び従業員に浸透を図っております。また、コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置し、当事業年度におきましては、内部統制システム委員会を3回開催し、審議を行いました。

(2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制と取り組み

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等の重要書類は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制と取り組み

当社は、災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底を図るとともに、店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、不備項目の改善を実施しております。また、当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用し、また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告を行い、前述の内部統制システム委員会においても定期的報告を実施致しております。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない体制を徹底致しております。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制と取り組み

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計19回開催したほか、所定の事項については、執行役員会を計23回開催し、審議致しました。また、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確認するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めることとしており、当事業年度においても、機構改革等に合わせ随時職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表の見直しを行い、適切な職務執行が行われる体制の整備に努めました。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の業務を補助する従業員は特に設けておりませんが、監査役自らが、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制と取り組み

当社の取締役及び従業員は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンスの状況及び内部通報の状況などについて、取締役会、内部統制システム委員会等で監査役に対して定期的にかつ遅滞なく報告する体制をとっております。

(7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制と取り組み

当社では、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告しており、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通報する体制をとっております。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する体制をとっており、これを適切に運用しております。

(9) 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と取り組み

常勤監査役は、監査計画案及び監査予定の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性を確保しております。

当事業年度において、常勤監査役は、取締役会及び執行役員会、内部統制システム委員会へ出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制を徹底しております。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

株主資本等変動計算書 (2020年3月1日から2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
						固定資産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	3,161	9,209	-	9,209	811	177	-	780	1,770
当期変動額									
新株予約権の行使			1	1					
固定資産圧縮積立金の 取崩						△15		15	-
剰余金の配当								△340	△340
当期純利益								1,986	1,986
自己株式の取得									
自己株式の処分								0	0
合併による増加	1,654	1,499		1,499	72	6	7,800	12,918	20,797
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）									
当期変動額合計	1,654	1,499	1	1,501	72	△8	7,800	14,580	22,444
当期末残高	4,815	10,709	1	10,711	884	169	7,800	15,361	24,214

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 評 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額 等 合 計		
当期首残高	△6	14,135	△18	△18	31	14,147
当期変動額						
新株予約権の行使	0	2			△2	0
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
剰余金の配当		△340				△340
当期純利益		1,986				1,986
自己株式の取得	△10	△10				△10
自己株式の処分	0	0				0
合併による増加	△30	23,921	188	188	36	24,146
株主資本以外の項目の当期変 動額 (純額)		-	△137	△137	16	△121
当期変動額合計	△39	25,559	50	50	50	25,660
当期末残高	△45	39,695	31	31	81	39,808

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(2020年3月1日から2021年2月28日まで)

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 …………… 売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切りげの方法)

(2) 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 … 経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物

(営業店舗) 20年～30年

(建物附属設備) 3年～18年

構築物 3年～30年

機械及び装置 17年

車両運搬具 4年～ 6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 … 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び一部のコミュニティ社員（パートタイマー）に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとし、過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策として、九州においても2020年4月7日に福岡県に緊急事態宣言が発出され、その後全県にも拡大されたことが、当社の事業活動に影響を及ぼしております。2020年5月14日の緊急事態宣言の解除以降、既存店の売上は昨年を上回っております。2021年1月13日から2月28日には福岡県に緊急事態宣言が再発出されるなど、今後の当社の事業活動に与える影響を正確に予測することは困難ではありますが、2021年3月以降においても当該状況が正常化していく仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	558百万円
土地	3,508
計	4,067

担保に係る債務

短期借入金	2,400百万円
長期借入金	8,340
計	10,740

2. 有形固定資産の減価償却累計額 116,806百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	5百万円
短期金銭債務	396

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入	5百万円
営業費用	266

2. 減損損失 1,654百万円

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	件数	金額（百万円）
店舗	建物等	福岡県	5	893
店舗	建物等	長崎県	2	34
店舗	建物等	大分県	2	24
店舗	建物等	宮崎県	2	85
店舗	建物等	鹿児島県	1	615
計			12	1,654

(2) 減損損失の内訳

種類	金額 (百万円)
建物	919
その他	734
合計	1,654

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	18,812,519株	34,742,418株
自己株式	普通株式	3,452株	126,087株

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加15,929,899株はマックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社との合併による増加であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加122,635株は、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社との合併等により125,635株増加し、新株予約権行使等により3,000株減少したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年4月10日 取締役会	普通株式	188百万円	10円	2020年2月29日	2020年4月27日
2020年8月21日 被合併会社における 取締役会 (注)	普通株式	152百万円	20円	2020年8月31日	2020年11月9日

(注) 当社は2020年9月1日付でマックスバリュ九州株式会社を吸収合併したため、同社の2020年8月期中間配当金を2020年8月31日付の同社株主名簿に記載もしくは記録のある株主に対して配当いたしました。普通株式の配当金の総額1億52百万円については、普通株式の自己株式に係る配当金を控除しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	519百万円	15円	2021年2月28日	2021年4月28日

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	当事業年度末株式数
第3回 新株予約権	普 通 株 式	700株
第4回 新株予約権	普 通 株 式	1,300株
第5回 新株予約権	普 通 株 式	700株
第6回 新株予約権	普 通 株 式	2,400株
第7回 新株予約権	普 通 株 式	2,400株
第10回 新株予約権	普 通 株 式	4,100株
第11回 新株予約権	普 通 株 式	4,100株
第12回 新株予約権	普 通 株 式	3,400株
第13回 新株予約権	普 通 株 式	9,900株
第14回 新株予約権	普 通 株 式	2,550株
第15回 新株予約権	普 通 株 式	1,350株
第16回 新株予約権	普 通 株 式	1,350株
第17回 新株予約権	普 通 株 式	2,550株
第19回 新株予約権	普 通 株 式	5,100株
第20回 新株予約権	普 通 株 式	8,550株
第21回 新株予約権	普 通 株 式	6,600株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払金	388百万円
賞与引当金	753
商品	94
有形固定資産	7,334
無形固定資産	552
投資有価証券	4
長期前払費用	157
資産除去債務	1,210
税務上の繰越欠損金	4,335
その他	620
繰延税金資産小計	15,452
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,996
将来減算一時差異等の合計に係る評価制引当額	△5,825
評価性引当額小計	△8,821
繰延税金資産合計	6,630
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	74百万円
資産除去債務に対応する除却費用	215
前払年金費用	65
その他有価証券評価差額金	12
繰延税金負債合計	367
繰延税金資産純額	6,262

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	2.0
住民税均等割	27.9
評価性引当額の増減	△170.2
繰越欠損金の利用	△33.4
その他	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△142.1

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース取引開始日が2009年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建 物	8,659	7,330	324	1,004

- ② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	533百万円
1年超	1,072
合計	1,605
リース資産減損勘定の残高	93

- ③ 当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	600百万円
リース資産減損勘定の取崩額	35
減価償却費相当額	358
支払利息相当額	89

- ④ 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	7,405百万円
1年超	49,856
合計	57,262

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融商品に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

売掛金、未収入金等の営業債権については、営業部門及び経理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金等は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2参照）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金及び預金	10,511	10,511	-
(2) 売掛金	2,409	2,409	-
(3) 未収入金	8,077	8,077	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	245	245	-
(5) 差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	17,770	17,535	△235

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
負債			
(6) 支払手形	1,014	1,014	-
(7) 電子記録債務	6,133	6,133	-
(8) 買掛金	37,310	37,310	-
(9) 短期借入金	3,000	3,000	-
(10) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	346	343	△2
(11) 未払金	6,226	6,226	-
(12) 未払費用	5,065	5,065	-
(13) 未払法人税等	1,281	1,281	-
(14) 未払消費税等	1,619	1,619	-
(15) 預り金	10,709	10,709	-
(16) 設備関係支払手形	812	812	-
(17) 営業外電子記録債務	2,510	2,510	-
(18) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	33,002	32,872	△129
(19) 長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金を含む)	10,934	10,937	2

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払費用、(13) 未払法人税等、(14) 未払消費税等、(15) 預り金、(16) 設備関係支払手形、(17) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) リース債務、(18) 長期借入金

これらは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(19) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額30百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は九州地方の主要都市を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
22,167	28,617

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	イオンクレジットサービス(株)	—	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	189,409	未収入金 預り金	3,673 3,529
	イオントップバリュ(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	21,851	買掛金	3,817
	イオン商品調達(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	8,286	買掛金	2,791
	イオンディライト(株)	被所有直接 0.28	店舗の保守、修繕	店舗修繕費等	572	未払金	76

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入価格、代金決済方法等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔退職給付会計に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,050百万円
勤務費用	277
利息費用	24
数理計算上の差異の当期発生額	△280
退職給付の支払額	△232
合併による増加	14
退職給付債務の期末残高	<u>5,853</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,037百万円
期待運用収益	165
数理計算上の差異の当期発生額	121
事業主からの拠出額	350
退職給付の支払額	△232
合併による増加	13
年金資産の期末残高	<u>5,455</u>

※「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資金の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,853百万円
年金資産	△5,455
未積立退職給付債務	398
未認識数理計算上の差異	613
前払年金費用	<u>△214</u>

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	277百万円
利息費用	24
期待運用収益	△165
数理計算上の差異の当期の費用処理額	187
確定給付制度に係る退職給付費用	323

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	37.1%
株式	36.1%
生命保険の一般勘定	10.6%
その他	16.2%
合計	100.0%

(注1) その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(注2) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託8.8%が含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.80%
長期期待運用収益率	3.60%

※なお、上記の他に2016年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は468百万円であります。

4. 退職金前払制度

退職金前払制度の要支給額は38百万円であります。

〔1 株当たり情報に関する注記〕

1 株当たり純資産額	1,147円63銭
1 株当たり当期純利益	74円53銭

〔重要な後発事項に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

(共通支配下の取引)

(吸収合併)

当社、マックスバリュ九州株式会社（以下「MV九州」といいます。）及びイオンストア九州株式会社（以下「A S九州」といいます。）は、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）と当社を吸収合併存続会社、A S九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「A S合併」といいます。）を実施することを、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、合併契約を締結いたしました。

本合併契約は、2020年5月14日開催の当社第48期定時株主総会、MV九州の第18期定時株主総会で承認可決され、併せて、A S九州合併契約は、2020年5月14日開催の当社第48期定時株主総会、A S九州の第5期定時株主総会で承認可決され、2020年9月1日付で合併いたしました。

1. 本経営統合の目的

当社、MV九州及びA S九州の食品事業を集約することで、事業規模の拡大による更なる商品開発力や商品調達力の強化や利益率の向上が可能となること、及びローコストオペレーションを主軸とするMV九州の店内オペレーションを推進することにより、事業基盤をより強固なものへと変革いたします。

また、当社とA S九州は九州エリアで食品小売事業、非食品小売事業を運営することから親和性が高く、当社、MV九州及びA S九州の本社機能の統合や物流の共通化等、経営資源の最適化を図ることで、今まで以上に地域のお客さまの豊かなくらしに貢献できると考えております。

2. 本経営統合の方法

(1) 本合併

当社及びMV九州は、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

(2) A S九州合併

当社及びA S九州は、当社を吸収合併存続会社、A S九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

3. 本経営統合後の企業の名称

イオン九州株式会社

4. 本経営統合の日程

本基本合意書締結日（イオン九州、MV九州、A S九州）	2018年10月10日
本件取引に関する取締役会決議日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
本合併契約及びA S九州合併契約締結日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
定時株主総会における本合併及びA S九州合併契約承認決議日 （イオン九州）	2020年5月14日
定時株主総会における本合併契約承認決議日（MV九州）	2020年5月14日
定時株主総会におけるA S九州合併契約承認決議日 （A S九州）	2020年5月14日
最終売買日（MV九州）	2020年8月27日
上場廃止日（MV九州）	2020年8月28日
本件取引の効力発生日	2020年9月1日

5. 本合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

MV九州の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.5株を割当て交付しております。

(2) 本合併比率算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はS M B C日興証券株式会社、MV九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンスを、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

当社及びMV九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

(3) 本合併の相手会社の名称及び事業内容

- ①名称 マックスバリュ九州株式会社
- ②事業内容 スーパーマーケット事業

(4) 本合併の効力発生日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	20,704	百万円
固定資産	25,347	
資産合計	46,051	
流動負債	27,634	
固定負債	2,139	
負債合計	29,774	

6. A S 九州合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

A S 九州の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式2,262株を割当て交付しております。

(2) 本合併比率算定に関する事項

当社及びA S 九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり協議を重ねるとともに、当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社による算定結果を参考にして決定いたしました。

(3) 本合併の相手会社の名称及び事業内容

- ①名称 イオンストア九州株式会社
- ②事業内容 衣料品、食料品、住居余暇商品等の小売事業

(4) 本合併の効力発生日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,887	百万円
固定資産	16,808	
資産合計	21,696	
流動負債	9,007	
固定負債	3,929	
負債合計	12,936	

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。